

会議の結果要旨

1 開催した会議の名称

令和5年度第1回精華町情報公開・個人情報保護審査会

2 開催日時

令和6年3月15日（金）18時00分から19時10分まで

3 開催場所

精華町役場5階 501・502会議室

4 出席者

（委員）大田直史会長、大島佳代子委員、重本達哉委員（オンライン）、錦光榮委員、
安枝伸雄委員

（事務局）松井事務局長、中川係長、八木主査、松村主事

5 議題

個人情報保護法改正に伴う安全管理措置について

6 公開・非公開の別

公開

傍聴者なし

7 審議の要旨

個人情報保護法改正に伴う安全管理措置について

令和5年4月1日施行の個人情報保護法の改正に伴い、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体等において、これまで別々の法律、条例等によって運用されてきた個人情報の取扱いが、改正後の個人情報保護法において、全国的な共通ルールとして適用されるようになった。

改正後の個人情報保護法第66条の規定に基づき、保有する個人情報の漏えい、滅失、又は毀損の防止、その他の安全管理のため、必要かつ適切な措置、いわゆる安全管理措置が地方公共団体にも義務付けられたため、本町の既存の制度の見直しについて、資料に基づき説明した。

※ 委員による主な質疑等の概要

- (大田会長) 規程の第1条が用語の定義から始まっているが、趣旨や目的の規定は
いらぬのか。
- (事務局) 目的の規定について、取り決めをする等考えてない。
- (大田会長) 規程自体の性格が分からない。法律等に基づき方針を固めていると思
うが、そのあたりをはっきりした方がよくないか。
- (事務局) 目的の規定については、検討させていただく。
- (安枝委員) 第20条の規定について、第1項で個人情報等の消去や廃棄について、
第2項で個々の職員の廃棄するときの手続きについて、第3項で外部委
託するときの手続きについて、この理解で大丈夫か。
- (事務局) そうである。
- (安枝委員) 第20条第1項で「できるだけ速やかに」と書かれているが、「速や
かに」という言葉の中に、法律用語として、「できる限り」という意味が
入っていると思う。また、第2項で、「その記録を保存する」と書かれて
いるが、一般の方が読んだときに、「その記録」が容易に把握できるのか、
という点があるため、ガイドラインのように、「削除又は廃棄した記録」
と書いた方が、明確だと思う。また、精華町では、CSIRTを町内で
独自に持たれるのか、外部へ委託されるのか、実態として、どのように
考えているのか。
- (事務局) 今年度、情報セキュリティポリシーも見直しを行っており、情報の担
当部局、デジタル推進室と調整している。
- (安枝委員) CSIRTが実態として進んでいるならば、問題ない。
- (大田会長) CSIRTについて、突然出てくるが、どこかに用語の説明があつた
方がいいのではないか。
- (事務局) 情報セキュリティポリシーがあつた上での、個人情報の取扱いのため
出しているが、一般の方からすると急に出てきた単語のため、内容につ
いて考えさせていただく。
- (大島委員) 第20条第2項に主語がない。また、CSIRTについて、例えば、
第1条の定義において、「用語の例による」でもいいかもしれなが、一般
の方にも分かるように、頻出する言葉は定義規定の中で説明し、その中
でCSIRTを書けばいいと思う。また、定義の規定が第1条にあるの
は、少し気になる。
- (事務局) 構成として、基本理念が後ろに、定義が前にきているので、その部分
は考えさせていただく。
- (安枝委員) 第2条と第1条を逆転させた場合、第2条の中に用語が使われるので

あれば、その定義は置かないといけない。第1条があるおかげで、第2条で定義を書かなくてよくなっているものは、第2条を第1条に上げて、第1条を第2条に繰り下げると、第2条の中で、用語を説明しないといけないものがある可能性があるので、注意した方がいいと思う。

(大田会長) 第41条において、個人情報等の取扱いを事業者に委託する場合、管理体制や実施体制、個人情報等の管理の状況等について、必要な事項を書面で確認するが、精華町と同等の保護体制ができていないときはどうするのか。また、書面で確認するだけで大丈夫か。これは従来からやっ
てきているのか。

(事務局) 外部への委託に関し、仕様書で例えば、プライバシーマークや業務実績を求めることはある。また、併せて、契約時に個人情報を委託する場合は、「個人情報取扱特記事項」を書面で交わし、契約として結んだ上で、その中で、現地の実地調査や報告を求める事項を定めている。ただし、実際に、委託先ができなかった場合をあまり想定していなかったもので、その部分については、業務の実情に合わせて、他の市町村も参考にしながら、事業者の選定を考えていきたい。

(大田会長) 書面で確認し、委託先が申告されたとおりの体制がとられているのか。実地で検査することも頻繁にはできないと思うので、実際と理想的な管理体制をどう実現していくのか。従来からのやり方でいくしかないと思うが。

(事務局) 他の自治体でも再委託や再々委託で、末端の事業者から個人情報が漏れるという事故も発生しているので、契約上、そこはきちんと書いているが、その部分については、個人情報の職員研修等も含めた中で、一定の周知を図っていきたい。

(大田会長) 契約者となる個人情報を取扱う事業者はどれくらい数としてあるのか。

(事務局) 何件あるのか把握はしていないが、従前から比べると、多くなってきたのは、事実としてある。

(大島委員) 第22条の外的環境の把握について、実際にどういうことが求められているのか。

(大田会長) GDPRのようなものの適用の有無やそれに基づく安全管理措置が取られているのか、そういったことではないか。

(事務局) 事例が無いので、具体的なことはまだ無いが、クラウドサービスは広がっているので、可能性としてあり得ることだと思っている。おっしゃる制度の確認や、外国の契約原本との比較等、具体的なことは考えていくが、まずは、職員への意識の周知から始まると思っている。

- (大島委員) 精華町では、保有している個人情報、サーバで全部取扱っているのか。
- (事務局) 基本的に情報システムで扱うものはサーバに入っている。
- (大田会長) クラウド化が進み、日本国内でも他所のサーバ、他府県や他市町村にあることが、当たり前になってきていると思う。日本国内の場合は、個人情報保護法の適用があり、法に基づく措置が取られている前提ができていると思うが。
- (重本委員) この管理規程は、町長が定める地方自治法でいうところの規則なのか、それともそれに至らない通常のガイドライン、行政規則なのか。
- (事務局) 規程という形で町長が定めるものとなっている。
- (重本委員) 先ほどの目的規定について、この管理規程を新たに定めるのは、個人情報保護法第66条で講じなければならない、必要かつ適切な措置を定めるための規程でいいのか。
- (事務局) そうである。
- (重本委員) それならば、個人情報保護法の内容を具体化する施行令・施行規則と同じような関係でこの規程を作ることは可能なので、目的規定を置くよりも、前文で個人情報保護法第66条の講じなければならない、必要かつ適切な措置を定めるものである、というようにすることも一つのやり方と思う。
- (事務局) ご指摘のとおりと思う。
- (重本委員) 今回参考にされた個人情報保護法のガイドラインでは、「個人情報」と「保有個人情報」を用語として使い分けているが、管理規程の中では、すべて現行の規程と同じように、「個人情報」という用語が使われているので、これはまずいと感じる。現行の方は、第1条の目的で「精華町が保有する個人情報」としているので、「個人情報」は「保有する個人情報」と分かるが、新しい方は、限定がないので、やはりガイドラインで「保有個人情報」と書いているものは、「保有」を付けた方がいいと思うが、意図があれば教えていただきたい。
- (事務局) ご指摘のとおり、法律やガイドラインにおいて「保有個人情報」が基本的に行政が扱う用語の定義として入っている。今回分かりやすいように「保有する個人情報」という意味で、個人情報、個人番号、特定個人情報を合わせて定義しており、用語に齟齬があることは承知しているが、この規程と併せて、安全管理措置の具体的な実施手順や本町のマニュアルも整備しており、そこで用語として「保有個人情報」を指すことについても、説明している。

- (重本委員) 例えば、外部委託の場合は、ガイドラインは「保有個人情報」ではなく「個人情報」の外部委託と使い分けているが、その整合性は取れるという理解でいいのか。
- (事務局) 整合性が取れるように、マニュアルも含めて最終的に考えている。
- (重本委員) CSIRTの用語の説明が必要なことについて、そのとおりだと思うが、情報セキュリティポリシーに、この設置規定を設ける予定はないのか。設けるのであれば、この規定に基づくCSIRTとするだけでも、用語の定義として大丈夫だと思うが。
- (事務局) 見直している情報セキュリティポリシーの中で、既にCSIRTという用語が定義されているので、提案いただいた形での整理も含め、考えさせていただく。
- (重本委員) 感染が疑われた場合、LANケーブルを抜くなど、と書いているが、これは実態に即しているという理解でいいのか。要するに、個人情報を取扱う端末は有線で接続されている状況でいいのか。
- (事務局) 情報セキュリティポリシーに関する研修を年1回しており、その中のチェックシートで、感染が疑われる場合、LANケーブルを抜くとしており、職員も重々承知している。
- (重本委員) 現状、有線が原則であれば、この規程のとおりでいいと思うが、そうでなければ、現状に合わせ方がいい。有線で基本的に接続されているということでもいいか。
- (事務局) そうである。
- (大田会長) この規程自体の位置づけ、CSIRT、第20条関係が意見として出たので、検討いただきたい。